

指定管理者(公財)新潟市芸術文化振興財団 新潟県民会館大ホール使用料 (令和元年10月1日現在)

◇ 施設使用料

(単位:円)

区 分		使用時間		午 前	午 後	夜 間	全 日	
				(9:00~12:00)	(13:00~17:00)	(18:00~22:00)	(9:00~22:00)	
入場料を 徴収しない場合	平 日	準 備		32,830	58,240	81,480	166,810	
		本 番	1階席 全 席	32,800 46,900	58,300 83,200	81,500 116,400	166,900 238,300	
	土・日 休 日	準 備		49,210	77,980	101,220	214,620	
		本 番	1階席 全 席	49,200 70,300	78,000 111,400	101,300 144,600	214,600 306,600	
入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	入場料が 3,000円 以下の場合	平 日	準 備		32,830	58,240	81,480	166,810
			本 番	1階席 全 席	36,100 51,500	64,000 91,500	89,500 128,000	183,500 262,300
		土・日 休 日	準 備		49,210	77,980	101,220	214,620
			本 番	1階席 全 席	54,200 77,300	85,800 122,500	111,300 159,100	236,000 337,200
	入場料が 3,001円以上 5,000円 以下の場合	平 日	準 備		32,830	58,240	81,480	166,810
			本 番	1階席 全 席	42,700 60,900	75,700 108,100	105,900 151,300	216,900 309,900
		土・日 休 日	準 備		49,210	77,980	101,220	214,620
			本 番	1階席 全 席	63,900 91,400	101,400 144,900	131,700 188,000	279,000 398,500
	入場料が 5,001円以上 7,000円 以下の場合	平 日	準 備		32,830	58,240	81,480	166,810
			本 番	1階席 全 席	55,700 79,600	99,000 141,500	138,500 197,900	283,700 405,300
		土・日 休 日	準 備		49,210	77,980	101,220	214,620
			本 番	1階席 全 席	83,700 119,600	132,600 189,500	172,200 246,000	364,700 521,100
	入場料が 7,001円以上 9,000円 以下の場合	平 日	準 備		32,830	58,240	81,480	166,810
			本 番	1階席 全 席	65,600 93,700	116,500 166,300	162,900 232,700	333,700 476,700
		土・日 休 日	準 備		49,210	77,980	101,220	214,620
			本 番	1階席 全 席	98,400 140,600	156,100 223,000	202,500 289,400	429,100 613,000
	入場料が 9,001円 以上の場合	平 日	準 備		32,830	58,240	81,480	166,810
			本 番	1階席 全 席	82,000 117,100	145,600 208,000	203,800 291,000	417,200 595,900
		土・日 休 日	準 備		49,210	77,980	101,220	214,620
			本 番	1階席 全 席	123,100 175,800	195,000 278,700	253,200 361,800	536,500 766,300
楽 屋	第 1	楽 屋		2,440	3,760	3,760	9,580	
	第 2	楽 屋		2,440	3,760	3,760	9,580	
	第 3	楽 屋		2,440	3,760	3,760	9,580	
	第 4	楽 屋		2,970	4,610	4,610	11,300	
	リ ハ ー サ ル	室		3,860	5,850	5,850	13,600	
	第 1	浴 室		1,810	1,810	1,810	3,640	
第 2	浴 室		1,810	1,810	1,810	3,640		

- (注) 1 「入場料」とは、名称のいかんを問わず、1回の入場の対価として徴収する1人当りの金額をいい、その金額に区分がある場合は、その最高の金額をもって入場料とします。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日です。
- 3 施設を使用する時間がこの表に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行いません。
- 4 あらかじめ承認された使用時間を超過して使用する場合の超過時間の使用料は、1時間を単位として、使用料の時間割計算による額の120%に相当する額とします。この場合において、1時間に満たない時間は、1時間とします。
- 5 準備・練習又は後片付けのために使用する場合の使用料は、本番料金(入場料を徴収しない場合の全席使用の本番料金をいう。)の70%に相当する額です。
- 6 1回の使用に係る使用料の合計額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。